

## 令和5年度移住・定住支援制度一覧 (R5.8月時点)

市町村名	奈義町															
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度				空き家情報			
		東京 10月	大阪 7月	大阪 2月	日程	会場	日程	行程	お試し暮らし等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供	うち空き家情報システム利用
情報企画課					未定	未定			○	○	○	○	○	○	○	○

1 移住相談窓口	担当部課	担当者名	連絡先
	情報企画課	長田 幹	0868-36-4126

2 移住専門相談員の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	名称	氏名	連絡先
		主な業務		

3 お試し住宅の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	整備年度	活用施設	利用単位	R3年度利用件数	うち移住件数
		令和2年度	空家の一部		4	0

4 市町村主催の体験ツアー

【ツアーオブザーの概要】

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し暮らし等			
起業	奈義町起業者支援事業交付金	1.町内で事業を営む個人又は法人が、町内において新たに法人を設立し、当該設立された法人が事業を開始する場合 2.町内の個人又は法人が、現在の事業の全部又は一部を継続しつつ、町内において法人を設立し、新たな事業を開始する場合	事業の用に供する施設の新設又は改修及び備品購入に要する経費 対象事業経費の1/2(上限100万円)
就農	奈義町農林業振興事業費補助金	就業奨励金 町内で新たに就農した39歳以下の者	就業奨励金 1人あたり10万円
	農業次世代人材投資資金	地域の人・農地プランに位置づけられている原則49歳未満の独立・自立就農者	年間最大150万円
住宅	空家対策事業補助金	町内に所在する空家の有効活用を通じて、定住促進による地域の活性化を図るため、空家の売主、買主に補助金を交付。 (対象者) 町内に定住するため、空家(町空家情報バンクに登録されている物件に限る)を購入する者 空家を売却するため、その空家の家財を整理する空家(町空家情報バンクに登録されている物件に限る)の所有者	○空家購入補助金 対象経費の2分の1(限度額500,000円) 空家購入後に定住する世帯人数が3人目から1人につき200,000円加算。ただし、世帯人数5人を限度として、5人目は100,000円とする。 (限度額500,000円) ○家財整理補助金 対象経費の2分の1(限度額200,000円)
	新築住宅普及促進事業補助金	町内に住宅を新築し、居住する方に補助金を交付	町内に建築する住宅20万円 町内の施工業者により建築する住宅30万円 建築する住宅に定住する世帯人数が3人目から1人につき200,000円加算。ただし、世帯人数5人を限度として、5人目は100,000円とする。 (限度額500,000円)
子育て	出産祝い金	出生児の養育者で奈義町に定住している方。ただし町税等に未納がないこと	お子様のご誕生1人につき10万円
	在宅育児支援手当	子育て支援の一環として家庭保育を支援することを目的に手当を支給する制度 満7ヵ月児から満4歳(満4歳になった後の最初の3月31日までの)児童で保育園等に入園していない児童を養育している方	対象児童1人につき、月額1.5万円を支給 原則として、毎年5月、9月、1月に、それぞれの前々月分までの手当を支給
	やすらぎ福祉年金	中学3年生までの子どもを養育しているひとり親の方に交付	月額4,500円(年額54,000円) 第2子以降は、一人ごとに月額2,250円(年額27,000円)が加算 3月、7月、11月にそれぞれ支給
	高等学校等就学支援金	子育て支援の充実を図るため、高等学校の就学に要する学費及び通学費の一助助成を含めた、就学支援金を支給 奈義町に住所を有する方であって、高等学校等に就学する生徒を養育する方に支給	生徒1人に年額13万5千円を3年を限度として支給
	奈義町育英金貸与制度	奨学意欲がありながら経済的理由により就学が困難な大学生等に対し、育英金の貸付を行っている 貸与する学生の主たる学資負担者が奈義町内に在住し、学資の支弁が困難であると認められること	無利子であり、また貸与後に奈義町に一定期間在住した場合は一部返済が免除される 年額36万円
その他	移住支援金の支給	東京23区から奈義町へ移住・定住し、かつ、就労等に関する諸条件を満たす方を対象に移住支援金を支給する。 ・岡山県が行う就労のマッチングサイトに掲載する求人に就業した方 ・起業支援金の交付を受けた方	一世帯100万円 ただし、単身世帯は60万円